

学会賞選考委員会規程

制定：平成 18 年 6 月 30 日

(目的)

第 1 条 本規程は、日本保全学会（以下、「本会」という）定款第 42 条に基づいて設置された委員会の活動のうち、保全学の発展、普及、社会への貢献を奨励することを目的とし、保全に係る諸活動、成果及び本会、会員への貢献、本会の目的とする保全学の高揚に大きく寄与する者に授与する「日本保全学会賞」に関する基本事項を定める。

(役割)

第 2 条 本委員会の役割は次のとおりである。

- (1) 学会賞の選考・表彰に関する事項の審議を行う。
- (2) 受賞者の選考を行う。

(組織・任期等)

第 3 条 本委員会の委員は、会員（正会員）の中から選任する。自他の推薦を受けて本委員会で審議し決定のうえ、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、交替または増員により委嘱された場合は、前任者または他の現任者の任期と同様とする。

第 4 条 本委員会には委員長 1 名を置く。また、必要に応じて、副委員長、幹事を複数名置くことができる。任期は委員の任期に順じ、再任は妨げない。

- 2 委員長は委員の互選にて選任し、副委員長、幹事は、委員長が委員の中から指名する。委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

(運営)

第 5 条 委員長は本委員会を招集し、主査する。副委員長は委員会主査に関し委員長を補佐し、委員長に不慮の事故等があるときにはその職務を代行する。

第 6 条 本委員会は、学会賞選考時期に合わせて適宜開催する。

- 2 本委員会開催の必要性が生じたと判断される場合には、原則として委員長はこれを考慮し、委員会を開催する。
- 3 緊急を要する審議等に関しては、委員長の判断で書面（電子メール、FAX 等）又は web 会議により本委員会を開催し、審議を行うことができる。

第 7 条 本委員会は、委員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

- 2 議決を要する案件については、出席者の過半数をもって決する。

(表彰の種類)

第 8 条 この規程による表彰は、次の 6 種類を設ける。

- (1) 学術貢献賞 (Award for Academic Contribution)
学術の体系化、普遍化など学術の高揚に顕著に貢献したものに対して授与する。
- (2) 先進実践賞 (Award for Excellent Practice)
最適な保全技術を先進的に実践し、あるいは高度な保全技術を発信し、良好な実績をあげたものに対して授与する。
- (3) 功労賞 (Award for Activity)
国内外を問わず、学会の目的の活動に顕著に貢献したものに授与する。事業の推進、事業の運営、会員サービス、保全に係る教育および人材育成に貢献したものなども含む。
- (4) 論文賞 (Award for Excellent Paper)
「保全学」誌あるいはE-JAMに投稿された技術論文、学術論文、分析論文の中から特に優秀なものに授与する。
- (5) 奨励賞 (Award for Remarkable Expectation)
諸活動において、将来の貢献が顕著に期待されるものに授与する。原則として授賞日において40歳以下の個人を対象とする。
- (6) 学術活動賞 (Award for Excellent R&D)
 - a. 产学協同研究奨励賞 (产学協同セッション)
大学を中心とする研究機関からの論文募集(シーズ)により、産業界の要望(ニーズ)に適合し、将来の保全に生かされると期待されるものに授与する。
 - b. 学生研究学術講演賞 (学生セッション)
保全の分野での研究活動を行う学生を対象として、研究姿勢や将来の活動に大きく期待されるものに授与する。

(受賞候補の資格)

第9条 受賞候補者は個人または団体とし、原則として会員とする。

(申請)

第10条 第3条(1)～(5)については、年1回受賞候補者を原則として会員から推薦するものとし、推薦者は、毎年3月末日までに所定の推薦書を理事長に提出しなければならない。(6)については学術講演会における論文応募による推薦に限る。

(選考基準及び方法)

第11条 認定基準及び認定方法は、別に定める。

(認定)

第12条 第3条(1)～(5)の受賞者は本委員会が決定し理事会に報告する。ただし、「論文賞」の選考は、論文委員会及びEJAM Academic committeeの推薦に基づき、「学術活動賞」の選考は、学術講演会での論文発表に基づき、決定する。(6)については、学術講演会の場で選考の上決定する。

(表彰)

第13条 学会賞各賞の贈与件数は、毎年若干名として本委員会が決定する。

表彰は、第8条(1)、(4)、(5)、(6)は、会長名による賞状の贈与をもって行うが、(2)、(3)は、理事長による賞状の贈与をもって行うこととする。賞により副賞を贈与することもできる。表彰は、原則として総会あるいは学術講演会で行う。

(経費)

第14条 賞状作成の費用および副賞は学会が負担する。ただし、表彰を受ける者の旅費等その他の経費は原則として本会は負担しない。

(議事録の作成)

第15条 本委員会の議事録は、原則として副委員長又は幹事又は指定された委員が作成する。議事録は、事務局が保管する。

(事務局)

第16条 本委員会の事務局は本会の事務局が務める。

(その他)

第17条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則（平成22年12月22日） この変更規程は、平成22年12月22日から施行する。

附則（平成27年4月23日） この変更規程は、平成27年4月23日から施行する。

附則（2020年6月29日） この変更規程は、2020年6月29日から施行する。